

写真台紙

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：_____

① 店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真（店舗の実態が確認できるもの）

【営業時間短縮協力金（第1期～第4期）のいずれかを申請している方は省略可】

枠内に貼り付けてください。

注意： 店舗名（屋号）がわかる看板等が映った外観写真を添付してください。

※1枚の写真で①店舗名（屋号）と②店舗の外観全体を映すことが困難なときは①と②を分けて
2枚（「寄り」と「引き」の2枚）添付いただいても結構です。

※ 次のような写真は無効となります。

- 例 店舗名（屋号）が確認できない写真
 店舗の扉のアップの写真
 ビルの集合看板の写真

② 営業時間の短縮、休業したことがわかる写真等 **必須**

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

枠内に貼り付けてください。

注意： 対象期間において、休業又は営業時間短縮（午後8時まで）を行ったことがわかる写真などを提出してください。

例 ○ 営業時間短縮のお知らせのチラシを、利用客にわかるよう店舗に掲示している写真

※ 1枚の写真で①休業・時短営業のお知らせと②店舗への掲示の状態を映すことが困難なときは①と②を分けて2枚（「寄り」と「引き」の2枚）添付いただいても結構です。

○ 休業又は営業時間短縮のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※ 実際に店舗に掲示しているか確認できない場合（お知らせのチラシだけが映っている写真など）や広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（グループラインの画像など）は、無効となります。再提出を依頼させていただくことになりますのでご注意ください。

③ 酒類の提供（5月12日からは利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備の提供をしていなかったことがわかる写真等 ※休業している場合は不要

【4月25日から5月31日の間で、酒類の提供等をしないで、時短営業している場合のみ提出要】

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：_____

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

枠内に貼り付けてください。

注意： 対象期間において、酒類の提供をしていなかったことがわかる写真等を提出してください。

例 酒類の提供やカラオケ設備の提供をしていなかったことを明記したチラシなどを店舗に掲示している写真
 店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに酒類の提供等をしていなかったことを発信している画面の画像

※ 次のような写真は、無効となります。

店舗に掲示していることが確認できない写真（チラシの画像データだけの場合）

④ 大阪府「感染防止宣言ステッカー」を掲示している写真

【営業時間短縮協力金（第1期～第4期）のいずれかを申請している方は省略可】

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：_____

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

枠内に貼り付けてください。

注意：登録した大阪府「感染防止宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真を提出してください。

※ 1枚の写真で①ステッカーの番号と②店舗への掲示の状態を映すことが困難なときは①と②を分けて
2枚（「寄り」と「引き」の2枚）添付いただいても結構です。

※ 次のような写真は、無効となります。

- 店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合）
- ステッカーの番号が確認できない写真
- 別の店舗などのステッカーを掲示している写真

⑤ 閉店日を確認できる写真等【5月30日までに閉店した場合のみ】

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：_____

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

枠内に貼り付けてください。

注意：閉店したことがわかる写真などを提出してください。

- 例 ○ 閉店日のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真
○ 閉店日のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の
画像

※ 実際に店舗に掲示しているか確認できない場合（お知らせのチラシだけが映っている写真など）や広く
一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（グループラインの画像など）は、無効とな
ります。再提出を依頼させていただくことになりますのでご注意ください。

⑥ 開店日を確認できる写真等【4月26日から5月31日までに開店した場合のみ】

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：_____

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

枠内に貼り付けてください。

注意：開店したことがわかる写真などを提出してください。

- 例 開店日のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真
 開店日のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※ 実際に店舗に掲示しているか確認できない場合（お知らせのチラシだけが映っている写真など）や広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（グループラインの画像など）は、無効となります。再提出を依頼させていただくことになりますのでご注意ください。

⑦ 店舗の内観写真

【4月26日から5月31日までに開店した場合・店舗内の営業実態が確認できるホームページ等の情報がない場合など】

※ 募集要項(P14)の「別表1に関する留意事項(支給要件確認書(様式2))」の項目に該当する場合も使用してください。(但し、営業時間短縮協力金(第1期～第4期)のいずれかを申請している方は省略可です)

申請店舗名称(店舗名又は屋号) :

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

枠内に貼り付けてください。

注意:

- 廚房の写真等、飲食提供のためのスペースが確認できない写真は無効となります。
- 開店に向け、店内の設備(机、椅子、メニュー表)等を整えていることがわかる写真を提出してください。